

県計画策定上の論点について

県計画策定上の主なポイント

- ① 県計画の基本理念・目的
- ② 本県における重点課題（特色）
- ③ 課題解決に向けての視点
- ④ 県内における提供区域の設定
- ⑤ 教育・保育の量の見込み
- ⑥ 教育・保育の提供体制の確保内容、実施時期
- ⑦ 「認定こども園」の推進方針
- ⑧ 地域子ども・子育て支援事業の推進策
- ⑨ 教育・保育等に従事する者の確保、資質向上策
- ⑩ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ⑪ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

① 県計画の基本理念・目的

■検討の視点

- 「子ども・子育て支援法」や国から示される「子ども・子育て支援法基本方針」の趣旨等を踏まえた内容とする必要がある。
- 本県における独自性をどこまで盛り込んだ内容とするか。

■参考

- 「子ども・子育て支援法」より

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

- 「子ども・子育て支援法基本方針（案）」より

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項 ※以下、本文からの抜粋

・行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

（これまでの御意見）

- ・過疎地こそ、子育てサービスを手厚くすることで出生率が上がり、少子化対策につながるという視点を出していくべき。

② 本県における重点課題（特色）

■検討の視点

- 依然として東部地域を中心に待機児童が発生。

・待機児童数 H21.10.1 89人 → H25.10.1 170人

→教育・保育の受け皿拡大による待機児童の早期解消

- 過疎地域を中心に少子化が進行している。

・出生数 H21 5,898人 → H24 5,744人

・就学前児童数 H21 37,200人 → H24 35,816人

- 過疎地域では、地域子ども・子育て支援事業の利用数が少ないため補助対象とならないケースがあるなど、多様なサービスの展開が図りにくい。

→地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要ではないか。

③ 課題解決に向けての視点

■検討の視点

- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえた多様かつ総合的な支援が必要なのではないか。
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とした支援が必要なのではないか。
- 子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が必要なのではないか。
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要なのではないか。
- 県、市町村、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働した取組みを行う必要があるのではないか。

④ 県内における提供区域の設定

■検討の視点

- 県計画においては、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を定める必要がある。
- 県の設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準になることを踏まえて設定する必要がある。
- 県の設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定することが基本。ただし、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

⑤ 教育・保育の量の見込み

■検討の視点

- 市町村が実施しているニーズ調査結果をベースに、県が定める区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を今年度中を目処に定める必要がある。
→国から示されている「作業の手引き」に基づき算出した量について妥当性を判断していく。
- 量の見込みの設定に当たっては、市町村計画の数値を集計したもの的基本として、都道府県が設定する区域ごとの広域調整を勘案する。
※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。
- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（子ども・子育て会議等における議論など）

⑥ 教育・保育の提供体制の確保内容、実施時期

■検討の視点

- 計画期間の中で、「量の見込み」に対応する教育・保育の提供体制をいつまでに、どのように確保していくか。
- 市町村計画の積み上げに対し、県全体の需給バランスをいかに確保していくか。

■参考

- 都道府県は、区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定する。※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。

区分	1年目			2年目			3年目			～	5年目			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み（必要利用定員総数）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人		300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	270人	150人	80人	300人	170人	120人	300人	200人	150人		300人	200人	
	地域型保育事業			20人			30人			40人			50人	
②-①		▲ 30人	▲ 50人	▲ 100人	0	▲ 30人	▲ 50人	0	0	▲ 10人		0	0	0

⑦ 「認定こども園」の推進方針 1/2

■検討の視点

- 本県において、「認定こども園」をどのように活用していくべきか。
- 地域における教育・保育施設等との連携をどのように図るべきか。

■参考

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における認定こども園に関する記載事項
 - ① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
 - ② 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携
 - ③ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策
 - ④ 認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - ⑤ 都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期
 - ⑥ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方

(これまでの御意見 1/2)

- ・ 人口減少地域では、集団保育としての適正規模を確保する観点から、認定こども園に統廃合することも考えられるのではないか。
- ・ 利用時間の異なる児童を保育する上で、児童の気持ちに対する配慮を十分検討する必要があるのではないか。
- ・ 幼稚園という名前でなくなった後においても、保護者が引き続き P T A に加入し、保護者の研修や幼稚園の先生との交流の機会を奪われないよう配慮してほしい。

⑦ 「認定こども園」の推進方針 2/2

(これまでの御意見 2/2)

- ・ 幼保の一体化については、国、県においても所管が異なるなど、お互いの壁が厚いことから、お互いの意見をよく聞くことが大切である。
- ・ 幼保一体化となつた時に、子どもが園にいる時間が長くなり、これまでの私立幼稚園の特色がなくなってしまうことがないよう、教材開発等の努力を積み重ねていく必要がある。

⑧ 地域子ども・子育て支援事業の推進策1/2

■検討の視点

- 本県において、「地域子ども・子育て支援事業」をどのように推進していくべきか。

(これまでの御意見)

- ・「子育て短期支援事業」を安定的に実施していくためには、年間の平均的な入所児童数を見込んだ委託費を支給できるようにすべき。
- ・養育困難と考えられる保護者が保育所への入所を拒否しているような場合に、児童相談所へ行く前に、入所手続きを含め相談支援を行うことが必要ではないか。
- ・児童養護施設や乳児院において「子育て短期支援事業」専用の部屋や専任職員がいるような体制を作っていくべき。
- ・主任児童指導員が「乳児家庭全戸訪問事業」に関わることにより、「養育支援訪問事業」への連携を進めていくべき。
- ・「一時預かり」を希望者が利用できるよう、県と市町村が連携して体制作りをしてほしい。
- ・保護者としては、全てのことが説明されている資料がもらえるところをアナウンスしてもらったり、分からないうちがあれば、ここに聞いてもらえば答えられるという機関があればとても安心できる。

⑧ 地域子ども・子育て支援事業の推進策2/2

■参考

- 地域子ども・子育て支援事業のメニュー

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 利用者支援 | ② 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 一時預かり | ④ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑤ 養育支援訪問等事業 | ⑥ ファミリー・サポート・センター事業 |
| ⑦ 子育て短期支援事業 | ⑧ 延長保育事業 |
| ⑨ 病児・病後児保育事業 | ⑩ 放課後児童クラブ |
| ⑪ 妊婦健診 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

⑨ 教育・保育等に従事する者の確保、資質向上策 1/3

■検討の視点

- 現在も保育士等の確保が困難である中で、今後、どのようにして安定的な確保を図っていくべきか。
- 教育・保育等に従事する者の資質向上をどのように図っていくべきか。→研修内容の充実、実施方法の改善等

■参考

- 国における保育士確保のための事業
 - ① 保育士の待遇改善
 - ② 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
 - ③ 認可外保育施設従事者の資格取得支援
 - ④ 保育士養成施設入学者への修学資金貸付
 - ⑤ 保育体制の強化（保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の負担を軽減）
 - ⑥ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援
 - ⑦ 保育所等従事者の保育士資格取得支援

（これまでの御意見 1/3）

- ・保育士を募集しても、給与水準が低いため応募がなく保育所は困っている。
待機児童を解消していく上でも、保育士の待遇改善が必要。
- ・社会的養護を担う施設や学童保育の職員の確保と人材育成についても踏み込んだ施策を考えていくべき。
- ・子どものライフステージに合った研修や学級担任制を今後も継続していくべき。
- ・職員が研修を受けやすい勤務体制となるような配慮をしてほしい。

⑨ 教育・保育等に従事する者の確保、資質向上策 2/3

（これまでの御意見 2/3）

- ・保育士が働きやすい環境作り、何よりやりがいや誇りを持てるような職場環境を目指していくという視点も盛り込んでいくべき。
- ・給与水準が低いことで、子どもの成長や発達を援助しようとする意欲が阻害されることがあり得ることから、できるだけ現場の実態を把握して検討すべき。
- ・私立の幼稚園、保育所は、拘束時間が長く、給与も低いため、なかなか人材が集まらない。採用時期も、公立が7～8月であるのに対し、私立は2～3月と遅い。学生が意欲を失って一般企業へ行ってしまわないよう、行政において、職員の身分保障や働きやすい職場作りを考えてほしい。
- ・パート職員では、研修を受ける余裕も意欲もなくなってしまうのではないか。
ある程度の時間数努める場合は正規職員にすることになれば、意欲も向上し、生活もしやすくなり楽しいと思えるのではないか。
- ・保育士や介護士など専門性の高い職業は、研修を受けることによって成長していく良い保育、良い介護ができる。特に精神的な勉強はとても大切であり、繰り返し研修を受けることが重要である。
- ・研修についても、保育士が少しでも意欲的になれるよう、行政がしっかり検討、助言していくべき。
- ・定期的に研修を実施して新しい知識を取り入れていくことで、職員のモチベーションも上がり、保護者との信頼関係を築く上でも重要となってくる。

⑨ 教育・保育等に従事する者の確保、資質向上策 3/3

(これまでの御意見 3/3)

- 幼稚園と保育所の連携が密になれば、保育士のモチベーションが高められるのではないか。
- 研修の形態についても、一般的な集合研修のような形ではなく、今の時代のニーズに合った形で、インターネットを使った会議システムを活用することも一つの案ではないか。

⑩ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 1/2

■検討の視点

- 本県の実情を踏まえ、今後、どのような施策を推進していくべきか。
- 施策の推進において市町村とどのように連携していくべきか。

■参考

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②社会的養護体制の充実
- ③母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ④障害児施策の充実

(これまでの御意見 1/2)

- ・保育の必要性の認定において、ひとり親家庭や虐待の恐れがある場合に優先利用が認められるようになることに対応し、そのような児童を預かる保育士や幼稚園教諭の資質を向上させるため対策が必要ではないか。
- ・母親が仕事をしながら子育てをするのは大変であり、県としてひとり親で子育てをする家庭への支援に力を入れてほしい。
- ・子どもの発達についての考え方は日々変化し、新しい考え方どんどん出ているが、発達障がいに関する考え方方が現場に定着するまで10年位遅れていると言われており、新しい考え方に対応した研修を積極的に行うべき。

⑩ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 2/2

(これまでの御意見 2/2)

- ・社会的養護では、虐待の子どもが入所児童の5割を占めるなど、対応が難しくなってきており、職員の配置基準について早急な改善が必要である。是非平成27年度から改善できるよう検討してもらいたい。
- ・里親になって、社会的な養護を必要とする子どもの幸せを守っていこうとする人を増やしていくための支援についても計画の中に加えてほしい。

⑪ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

■検討の視点

- 本県の実情を踏まえ、今後、どのような施策を推進していくべきか。

■参考

- 「子ども・子育て支援法基本方針（案）」において挙げられている施策
 - ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等
 - ・仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣
 - ・仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
 - ・融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援
 - ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

その他の御意見

- ・私立幼稚園について、市町村によって就園奨励費の取扱いが異なることで、県民に不公平感が生じることがないようにしていく必要があるのではないか。
- ・ひとり親や虐待の恐れのあるケースなど、保育等において優先する子どもの家庭や保護者に対する対応について、マニュアル的なものが必要ではないか。
- ・小学校などから保育所や幼稚園に在籍していた時の状況について情報提供の依頼があった場合に、可能な範囲で情報提供できるような体制になればいいのではないか。